



新居浜

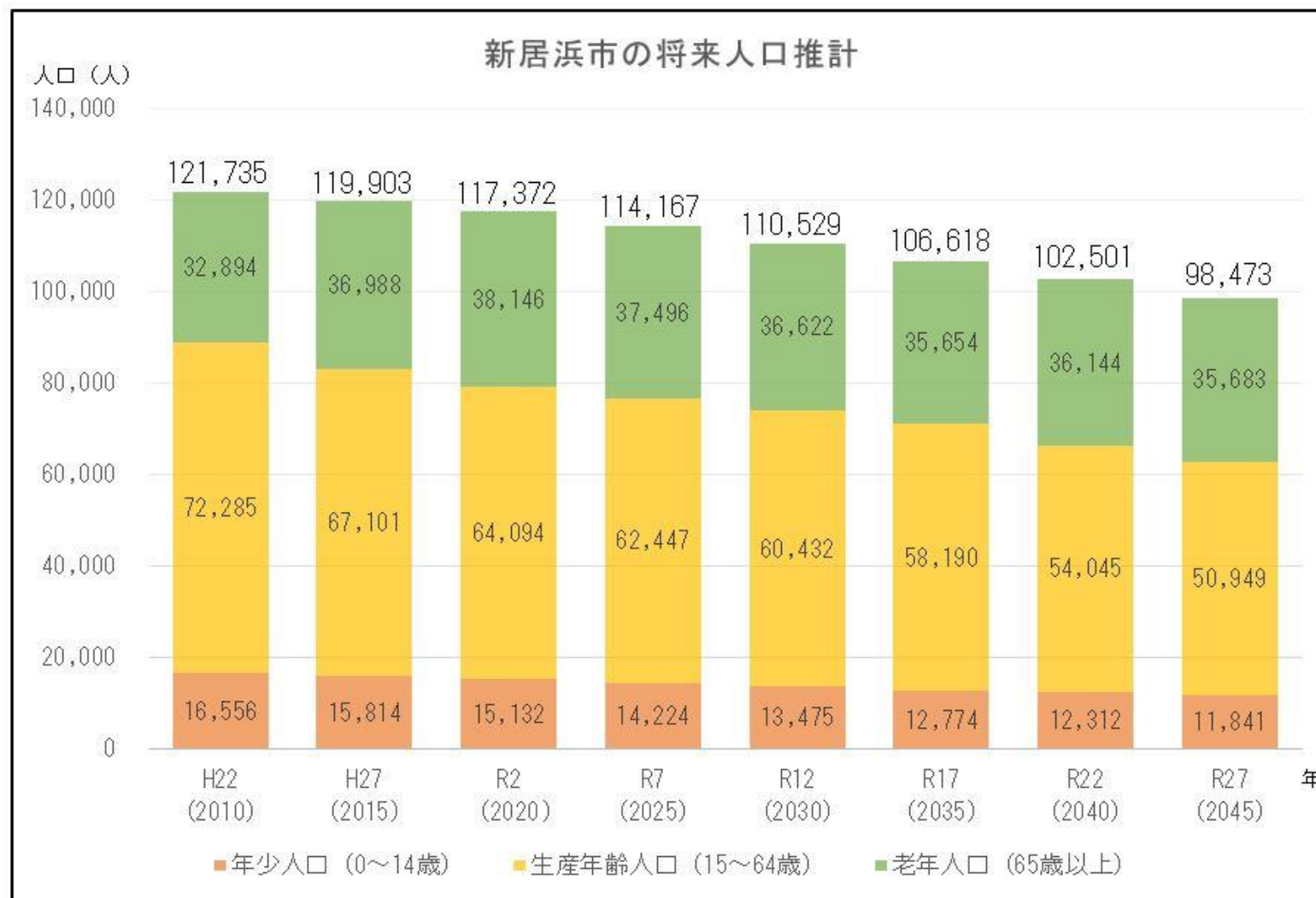
新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置 に関する基本計画（案） 【概要版】

令和5年2月

新居浜市教育委員会

新居浜市における将来人口の推計

本市では、今後も少子高齢化が進行し、また総人口は、2010年の121,735人から、2045年には19.1%減の98,473人まで減少する見込みです。特に年少人口にいたっては、2010年の16,556人から、2045年には28.5%減の11,841人まで減少する見込みとなっています。

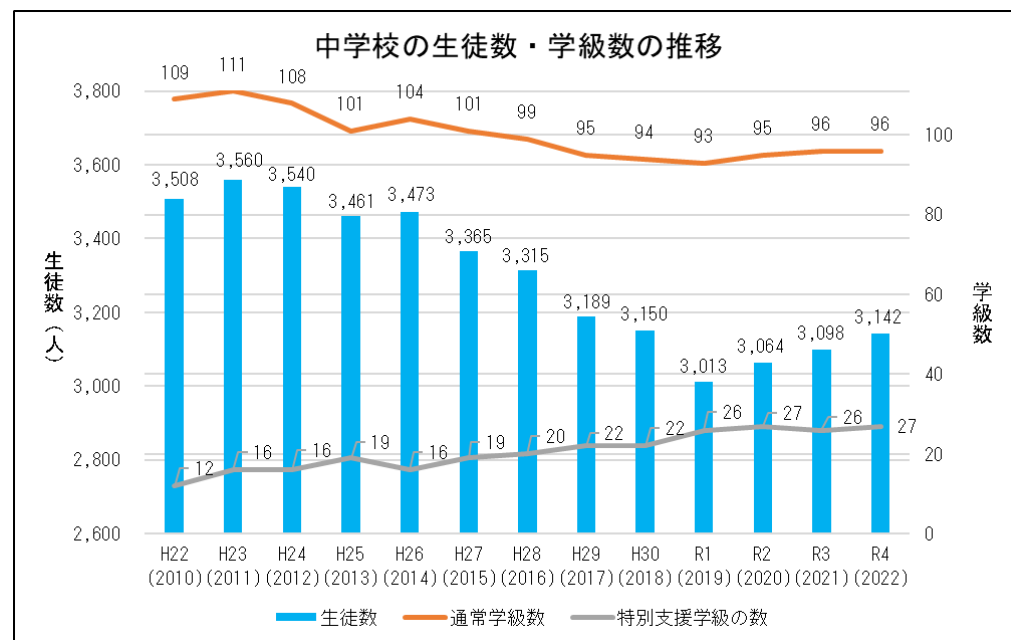
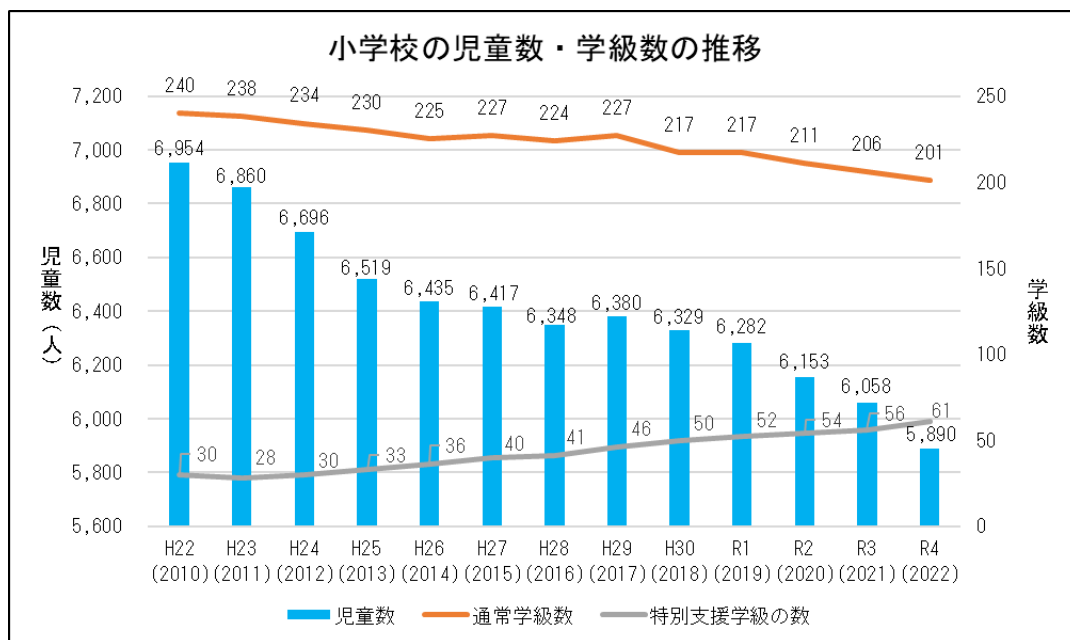


児童生徒数と学級数の推移

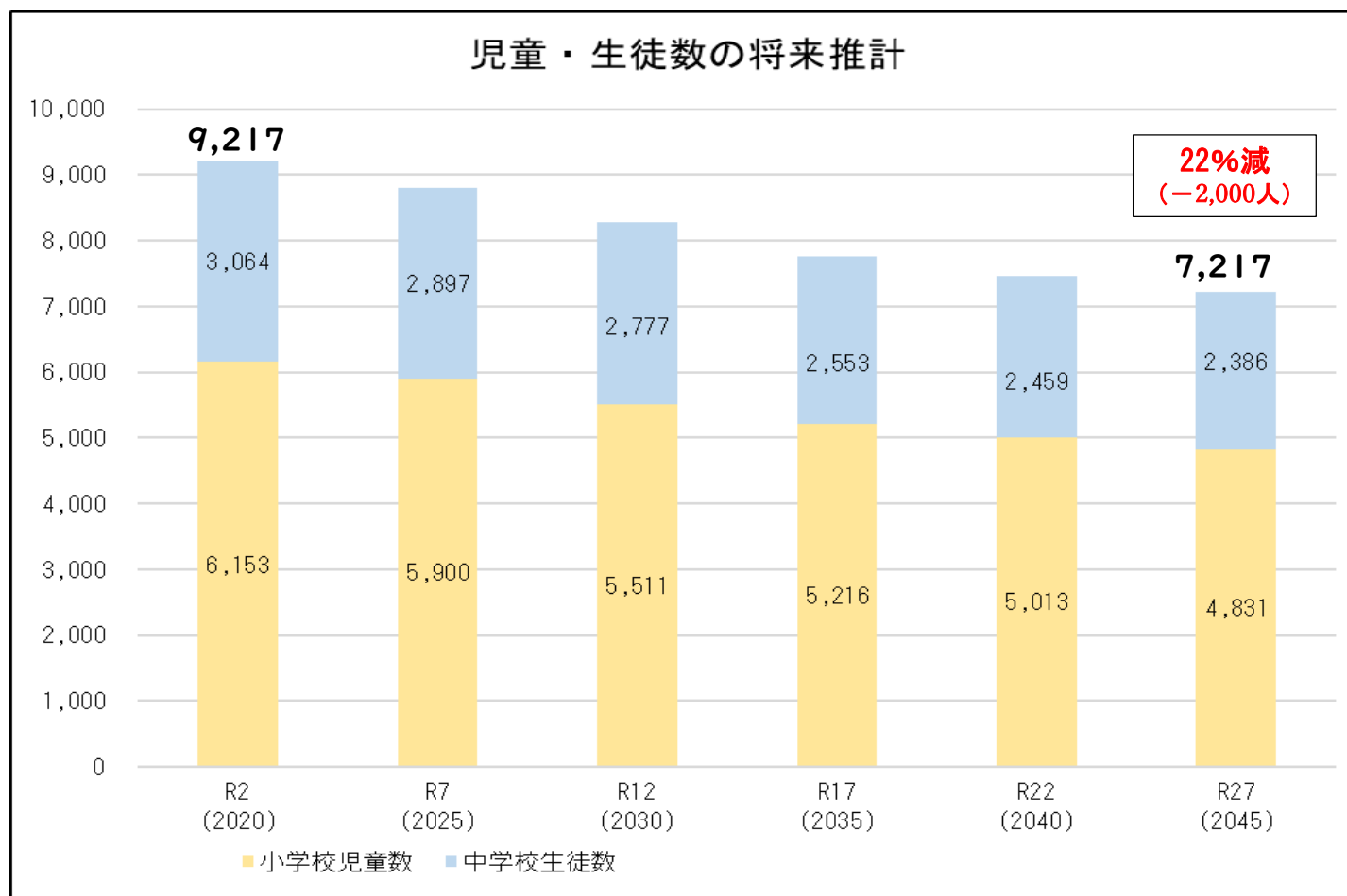
小学校の児童数及び通常学級数は、年々減少傾向にあります。特別支援学級の数は、増加傾向にあります。

小学校の児童数について、2022年は6,000人を割り込んでおり、今後も、児童数及び通常学級数は、減少することが予想されます。

中学校の生徒数及び通常学級数も、年々減少傾向にあります。ここ数年は微増となっています。特別支援学級の数については増加傾向にあります。しかし、小学校の児童数の推移から、生徒数及び学級数は今後益々減少していくことが予想されます



児童生徒数について、2030年度には8,300人程度に、さらに2045年度には7,200人程度になると見込まれ、2020年度と比較すると2,000人減少する見込みとなっています。これは、現在の児童生徒数と比べると、約22%減少することになります。



※児童生徒数の将来推計については、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「市区町村別将来人口推計(平成30年推計)」を基に推計している。

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十分に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

このことを踏まえ、本市における学校の適正規模・適正配置の基準を次のとおりとします。

○望ましい学校規模

区分	学級数
小学校	1学年2学級以上(12学級以上)
中学校	1学年4学級以上(12学級以上)

○望ましい学級規模※

区分	1学級当たりの児童・生徒数
小学校	30人程度
中学校	30人程度

○望ましい適正配置の基準

区分	通学距離	通学時間
小学校	概ね3km以内	概ね1時間以内
中学校	概ね6km以内	概ね1時間以内

本市の規模適正化検討基準

区分	学級数
小学校	全学年でクラス替えができない
中学校	全学年が2学級以下

規模適正化の実施順位の考え方

優先度	教育指導上の観点	学校施設上の観点
高い ↑ ↓ 低い	<ul style="list-style-type: none"> 複式学級の発生 学校規模 小さい ↑↓ 大きい	<ul style="list-style-type: none"> 施設老朽化による更新(建替)必要性 高い ↑↓ 低い

※現行法では、小学校は1クラス35人(令和7年度から全学年で)、中学校は1クラス40人で学級編制を行うこととなっている。

学校規模の適正化を図るための具体的な手法として、「通学区域の見直し」と「学校の統廃合」が挙げられますが、通学区域の見直しだけでは将来的に安定した規模を確保することが困難となることが予想されるため、**統廃合を軸として考えていく**必要があります。また、学校再編の検討をするうえでは、「新居浜市公共施設再編計画」との整合性も必要となってきます。

なお、地域の実情等により統廃合が困難な場合、若しくは統廃合よりも効果が得られると判断される場合は、**小中一貫教育の導入**や**他施設との複合化**について検討したり、特色ある教育の実践や、ICT機器を活用した遠隔授業の実施など、小規模校ならではのメリットを生かした**特色ある学校として存続**させることについても検討します。

幸い、本市においては全学校でコミュニティ・スクールが導入されていることから、この制度を活かし、教育理念や教育活動の共有化、関係促進を図り、学校規模適正化の検討を機に、地域とともに育つ特色ある学校づくりを、より推進していく必要があります。

地理的要因や地域の事情により統廃合によって規模適正化を進めることが困難な場合や、小規模校を存続させることが必要な場合は、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を講じる必要があります。

○小規模校のメリットを最大化する方策

教育の機会均等を確保する観点から、小規模であることのメリットを最大限に生かし、きめ細やかな指導や繰り返し指導の徹底など、少人数を活かした指導の充実を行ったり、校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成したり、各種団体などの協力を得て、教育課程外又は社会教育の枠組みの中で得られた成果を学校教育活動に還元させるといった取組も考えられます。

○小規模校のデメリットを解消・緩和する方策

教育の機会均等を確保する観点から、小規模校であることのデメリットを解消したり、緩和したりする方策を講じることが極めて重要になってきます。

小規模校で不足しがちな社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保したり、様々な体験を積みせたりする必要があります。

また、小規模校は同学年や学級内の児童生徒数が少ないために、切磋琢磨する環境を作りにくいという課題が指摘されており、こうした環境の下で、児童生徒に適度な競い合いの気持ちや向上心を育むためには、意図的な取組を積極的に行う必要があります。

①基本計画に基づいた合意形成

教育委員会 ⇔ 保護者・地域住民等



②個別計画(案)の作成

合意やニーズに基づき教育委員会で作成

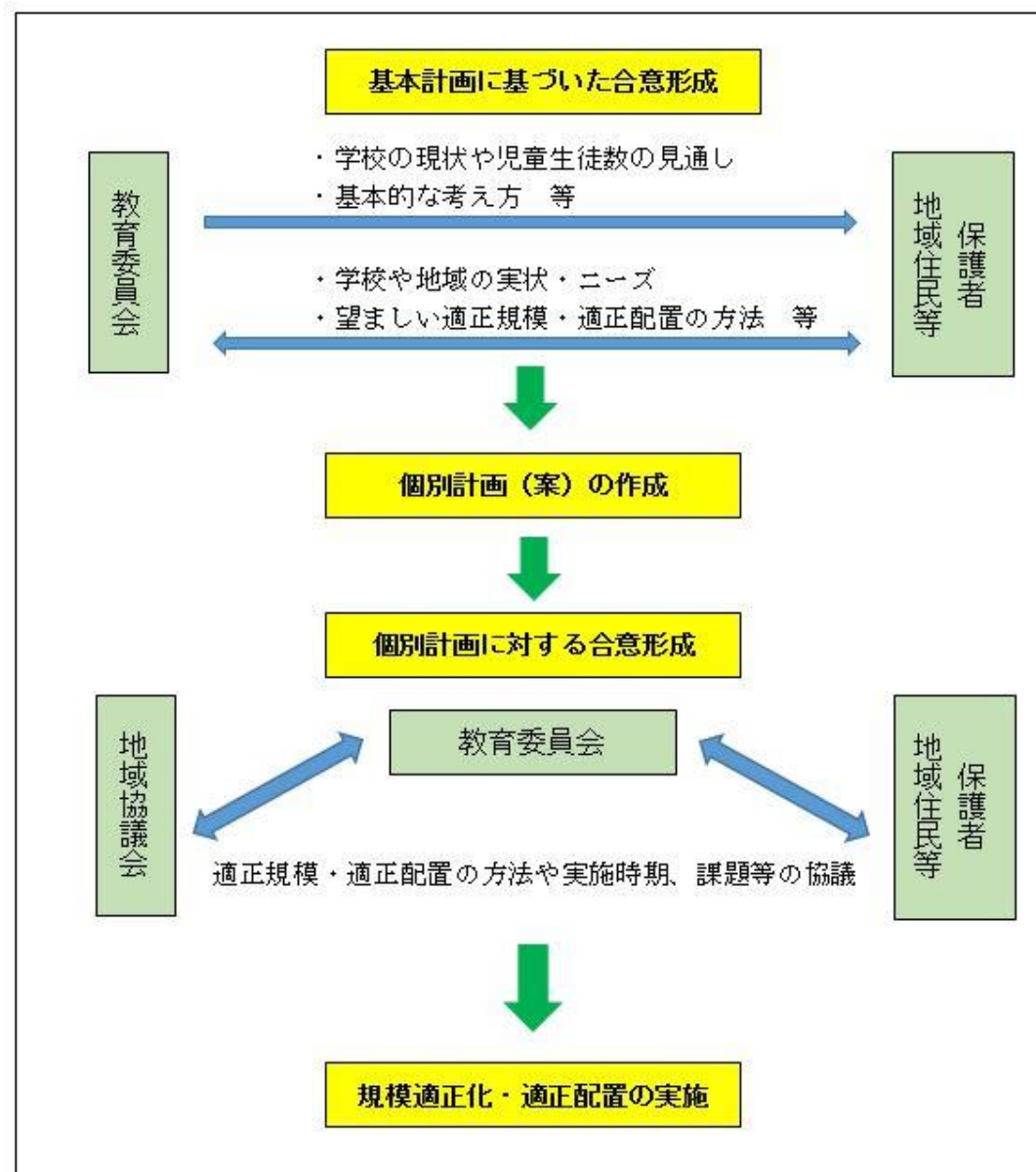


③個別計画(案)に対する合意形成

教育委員会 ⇔ 保護者・地域住民等



④規模適正化・適正配置の実施



- 1 関係者の理解・協力・合意形成を図る。
- 2 学校統合の場合の児童・生徒の環境変化への対応を行う。
- 3 通学時間、距離が長くなることに対する対応を行う。
- 4 地域のコミュニティの核としての性格へ配慮する。
- 5 学校と地域との関係を維持する。
- 6 「新居浜市公共施設再編計画」などの関連計画との整合性を図る。
- 7 学校の統廃合に伴う跡地の活用について検討する。

川西地区【小学校】

規模適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
新居浜	173	6	162	6	142	6	118	6	92	6	82	6
宮西	190	6	175	6	146	6	130	6	94	6	71	6
惣開	346	12	320	12	235	8	198	8	226	10	269	12
金栄	402	13	402	14	355	12	355	12	409	16	490	18
金子	594	20	612	20	568	18	522	18	482	18	451	18
計	1,705	57	1,671	58	1,446	50	1,323	50	1,303	56	1,363	60

新居浜小学校、宮西小学校については令和4年度現在で既に全学年でクラス替えができない状況で、適正化検討の基準になっていることから、統廃合や他施設との複合化、小中一貫教育の導入について検討します。

その他の学校については将来的に適正規模となっていますが、施設の更新時期にあわせて、規模の縮小や他施設との複合化を検討します。

川西地区【中学校】

規模適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
西	188	6	233	6	198	6	151	6	142	6	161	6
北	201	6	195	6	167	6	114	3	103	3	92	3
南	473	13	417	12	384	12	374	12	358	9	358	9
計	862	25	845	24	749	24	639	21	603	18	611	18

西中学校、北中学校については令和4年度現在で既に各学年2学級の状況で、適正化検討の基準になっていることから、統廃合や他施設との複合化、小中一貫教育の導入について検討します。特に北中学校については、令和17年度には全ての学年でクラス替えが出来ない状況が見込まれることから、早急に検討を行う必要があります。

川東地区【小学校】

規模適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
浮島	114	6	114	6	98	6	102	6	126	6	147	6
多喜浜	123	6	128	6	126	6	128	6	120	6	93	6
垣生	238	10	225	12	210	8	198	8	187	6	191	6
神郷	518	17	566	18	587	18	614	18	591	18	517	18
高津	597	19	604	20	619	18	661	24	665	24	656	24
計	1,590	58	1,637	62	1,640	56	1,703	62	1,689	60	1,604	60

浮島小学校と多喜浜小学校については、令和4年度現在で既に適正化検討の基準になっており、垣生小学校についても、令和22年度には適正化の検討基準となる見込みのため、統廃合や他施設との複合化を検討します。なお、多喜浜小学校については、地理的要因から神郷小学校への統合が困難であることから、他施設との複合化を行い、小規模校ならではのメリットを生かした特色ある学校として存続させることについても検討を行う必要があります。

その他の学校については将来的に適正規模となっていますが、施設の更新時期にあわせて、規模の縮小や他施設との複合化を検討します。

川東地区【中学校】

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
東	379	10	350	9	334	9	340	9	366	12	369	12
川 東	507	14	507	15	504	15	494	15	520	15	502	15
計	886	24	857	24	838	24	834	24	886	27	871	27

東中学校は小規模校となっておりますが、将来的に適正規模となる見込みです。川東中学校についても適正規模となっており、現状のままで問題がないと思われませんが、浮島校区における中学校区の見直しを検討する必要があります。また、施設の更新時期にあわせて規模の縮小や他施設との複合化を検討します。

上部地区【小学校】

規模適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
大生院	237	9	241	12	225	12	188	8	166	6	150	6
船木	343	12	318	12	288	12	269	12	234	12	195	8
角野	594	18	581	18	581	18	591	18	593	18	538	18
泉川	602	19	624	18	528	18	432	14	436	16	474	18
中萩	811	25	826	24	799	24	704	24	586	20	501	18
別子	8	3	2	1	4	2	6	3	6	3	6	3
計	2,595	86	2,592	85	2,425	86	2,190	79	2,021	75	1,864	71

大生院小学校について、令和22年度には全ての学年で1学級となる見込みで、児童数も年々減少傾向にあります。地理的要因から中萩小学校への統合が困難であることから、隣接する大生院中学校との小中一貫教育の導入を検討します。また、施設の更新時期に合わせて、大生院小学校、大生院中学校、大生院公民館、大生院保育園を1つにまとめて複合化を検討します。

(地理的に隣接校との統合が困難な別子小学校は規模適正化検討対象から除く)

上部地区【中学校】

規模適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
大生院	130	6	116	3	109	3	102	3	80	3	73	3
船木	189	6	159	6	132	6	126	6	111	3	96	3
泉川	263	8	256	9	264	9	196	6	175	6	188	6
角野	312	9	243	9	255	9	249	9	258	9	258	9
中菰	475	14	403	12	415	12	389	12	328	9	271	9
別子	18	3	18	3	15	3	18	3	18	3	18	3
計	1,387	46	1,195	42	1,190	42	1,080	39	970	33	904	33

大生院中学校と船木中学校については令和4年度で既に適正化検討の基準となっており、泉川中学校も令和17年度には適正化検討の基準となる見込みですが、合併前の町村単位で小学校、中学校が配置されていることから、それぞれ地域性に配慮して小学校との小中一貫教育の導入や、施設の更新時期にあわせて、規模の縮小や他施設との複合化を検討します。特に大生院中学校については、令和7年度には全学年でクラス替えが出来ない状況が見込まれることから、隣接する大生院小学校との小中一貫教育の導入について、早急に検討する必要があります。

（地域外から生徒を受け入れ、寄宿舎も整備して特色ある学校運営を行っている別子中学校を除く）